

第1回豊山町公の施設管理指定管理者選定審議会議事録

日 時：平成22年2月9日

午後4時～午後5時

場 所：会議室4

出席委員：会 長 副町長 坪井豊治
委 員 総務部長 長縄松仁
委 員 生活福祉部長 近藤鎮彦
委 員 経済建設部長 坪井 悟
委 員 教育部長 早川晴男

事務局：総務課 総務課長 安藤光男
企画財政・情報係長 高橋公仁

施設担当課：生涯学習課
社会教育センター係長 秋田和清

これまでの過程

- (1) 平成21年12月 9日 指定管理者公募（広報紙・ホームページ）
- (2) 平成22年 1月 8日 募集要項配布締切
- (3) 平成22年 1月10日 ハマダスポーツ企画株式会社が豊山町プール
についての指定管理者申請書を提出・受理
- (4) 平成22年 1月13日 施設及び管理基準等説明会
- (5) 平成22年 1月15日 申請受付開始
- (6) 平成22年 1月20日 社団法人豊山町シルバー人材センターが豊山
町学習等供用施設についての指定管理者申請
書を提出・受理
- (7) 平成22年 1月20日 受付締切
- (8) 平成22年 2月 5日 審議会委員へ資料配布
- (9) 平成22年 2月 9日 指定管理者選定審議会

申請者：豊山町プールについて

ハマダスポーツ企画株式会社 1社

豊山町学習等供用施設について

社団法人豊山町シルバー人材センター 1社

1. 会長あいさつ

会 長：

ただいまより、第1回豊山町公の施設管理指定管理者選定審議会を始めます。本日は豊山町プールと、学習等供用施設の指定管理候補者を選定します。今回は応募者がそれぞれ1社ずつであったので、従来のようなプレゼンテーションや総合点数方式による選定方法ではなく、選定を行いたいと考えている。

とくに皆さんに議論していただきたいのは、それぞれの経営状況、今まで3年間の指定管理の実績などである。決定については、委員による多数決で決する。

2. 議 題

(1) 豊山町プール指定管理候補者の選定

会 長：

それでは豊山町プール指定管理候補者の選定を行う。申請者のハマダスポーツ企画株式会社について、自主事業は計画どおり行われていたか、苦情などがあつたか、あつた場合にはどのような対応方法などをとったのか、また、経営状況などについて事務局より報告を求める。

担 当 課：

自主事業については、当初の計画案に添った事業を行ったことが報告されています。また、今後につきましても、多くの事業が予定されています。苦情については、問題となるようなものは報告されていません。

経営状況については、貸借対照表、損益計算書ともに検査したところ、健全な状態であると判断されます。納税も滞りなく行っています。

また、本町のみならず、県内で幅広く事業展開しており、健全な経営を行っていると思われます。

業務の収支計画については、平成22年度は1千970万4千円、平成23年度は1千957万4千円、平成24年度は1千947万円、平成25年度は1千954万7千円、平成26年度は1千968万9千円であり、いずれも、説明会で提示しました、想定年間管理経費である、1千947万7千円を下回っています。以上です。

会 長：

経営状況については、貸借対照表、損益計算書などを見ても、地域で広く経営していることを考えると、順調であると思われる。また、積極的に新しい事業も行っていると思われる。

委 員：

当候補者については、入り口にクレームとその対応を書いたものを掲示する場所がある。クレームが出た場合、指定管理者としての対応策をすぐ書いて、公表している。クレーム対応へは素早く、積極的である。

委員：

利用者へのアンケートもとられるなど、事業への姿勢もよい。経営状況もよいと見受けられる。

会長：

他に意見がないようでしたら、豊山町プールの指定管理者について、ハマダスポーツ企画株式会社を候補者として決定することについて、賛成される委員の挙手をお願いします。

委員：（挙手の結果：全員賛成）

会長：

全員賛成ということで、豊山町プールの指定管理者について、ハマダスポーツ企画株式会社を候補者として決定する。

（2）豊山町学習等供用施設指定管理候補者の選定

会長：

続きまして、豊山町学習等供用施設の申請者、社団法人豊山町シルバー人材センターについて、先ほどと同様に担当課より説明を求める。

担当課：

財務状況につきましては、貸借対照表などを確認した結果、健全な財政状況にあると思われる。納税も、適正に行われている。自主事業については、樹木の剪定についての1事業が行われている。

今回の計画では新たに3事業が計画されている。想定年間管理経費については、説明会で提示した1千751万8千円の範囲内におさまっている。クレームについても、とくに問題となる報告は受けていない。

会長：

自主事業について、前の計画書と異なるが、どうか。

事務局：

自主事業の数は1事業で変わらないが、内容が異なっている。

会長：

計画書と異なる事業が行われる場合は、変更の手続きが必要である。

担当課：
そのように管理します。

委員：
利用実績はどうか？

担当課：
東部学習等供用施設と富士学習等供用施設については、指定管理の始まった平成19年度以来、利用件数、利用人数とも増加し、今年度も前年度を上回る見込みである。新栄学習等供用施設については、やや減少傾向にある。

会長：
他に意見がないようだったら、豊山町学習等供用施設の指定管理者について、社団法人豊山町シルバー人材センターを候補者として決定することについて、賛成される委員の挙手をお願いします。

委員：（挙手の結果：全員賛成）

会長：
全員賛成ということで、豊山町学習等供用施設の指定管理者について、社団法人豊山町シルバー人材センターを候補者として決定する。

3. その他

会長：
事務局より何かあるか？

事務局：
町長への報告は事務局が行う。公表につきましては、事務局で起案し、担当課へは合議を行う。

会長：
以上をもって第1回豊山町公の施設管理指定管理者選定審議会を終わる。